

連 載

I Tと医療

よりよい医療環境の構築を目指して（その2）

社会保障カード

石垣 武男

医療の仕組みにI Tを活用するということは近い将来「いつでも、どこでも、誰でも」最善の医療を受けることが出来る社会を実現するためであると前回の最後に述べた。それではこれを実現するためにどのような方策が検討されているのだろうか？またそのためにはどういった課題を解決していかなければならないのだろうか？

1. 社会保障カード（仮称）について

年金手帳と健康保険証、介護保険証を合体させてひとつのICカードで使えるようにしようというのが社会保障カードである。これにより、利用者が便利になる、行政機関などの事務負担が軽減する、利用者側が支払ったりする経費や事務処理上にかかる経費の節約などが期待される。健康保険証を例にとると、転職や退職、引越などではカードの提出や切り替えが現状では必要となる。その手続きは煩雑で事務的な手続きミスも生じることがある。旧保険証から新保険証に切り替えている間に病気にならないという保証などはない。そういった状況に遭遇すると保険証なしで一旦自費払いなどということ余儀なくされる事態も生じる。社会保障カードが実現すればこういった煩雑な手続きは解消されることになる。問題となっている年金の問題に関しても制度そのものの複雑さに加えて事務的な怠慢やミスで生じていることが多い。生涯一人に一つのカードであれば自己の年金記録が確認できるしこのような事態には陥らないであろう。年金記録の行方不明といった問題もこうした各種データの突合が可能であれば、かなり防げたはずである。

社会保障カードは希望者には身分証明書としても発行できる。銀行などでは運転免許証が身分証明書の代わりの役割を果たしているが運転免許証を持たない利用者にとって便利な身分証明書となる。事務負担の軽減はすなわち種々のミスが無くなるという点にもつながる話である。これまでは年金手帳と健康保険証、介護保険証の3者はそれぞれに係わる関担当レベルでの手続きミス、記載漏れ、転記ミスが生じ結局被害を受けるのは国民一人一人という次第であった。2040年には、4人に1人が後期高

齡者、2人に1人が高齢者になると推測されている現状で年金・医療・介護という3分野における円滑なサービス達成には社会保障カードのような構想は早急に実現されなければならないであろう。

IT化に際しての不安への対策

社会保障カードは国民にとっても行政側にとってもメリットのある構想である。しかし個人情報に関わるプライバシーの侵害への不安、一元管理への不安がある。これに対する対応としては、カードに記録する情報を本人確認のために必要な最小限のものに限定し、想定される被害に対して安全性の高いICカードを使用しカードからの不正に情報を盗み見る被害を防止する対策が必要である。また医療機関等において患者など利用者の情報を扱う業務担当者の資格認証制の導入や、情報のセキュリティ対策を徹底する必要がある。カードの不正使用に対する法制度の整備と利用制限を設けることは必須であろう。

国民総背番号制のように一元管理されるのではないかという生理的嫌悪感が最近では多いようである。社会保障カードは使用者側からみた場合年金・医療・介護という3分野が統合され管理されているように見えてもカードには加入者を特定するための鍵となる情報が収録されており、各資格情報は従来通り、各制度の保険者が管理するという構想であるので大元がすべて情報を握って管理しているということではない。政府の中間報告ではカード媒体に住居基本台帳カードを活用するという案がある。住居基本台帳カードに対する無意味かつヒステリックな反対が多いのはその構想に関してのわかり易い説明がはなはだ不十分であったことが挙げられる。社会保障カード導入にあたっては国民の納得できるような仕組みの構築と十分なる説明が必須である。

社会保障カードが実現すると従来は国民側から見た視点ではなくお役所側からの視点で管理されていたものが国民側からの視点で整理されることになると思われる。社会保障カードがプライバシー保護やセキュリティ対策上安全に運用されるということになればその他の個人に対して公的機関が発行する様々な証明書の類、例えばパスポート、運転免許証など、をも一枚のICカードに収めるという要求が出てくるであろう。健康管理や病気の治療経過などまで一枚のカードに収めることには課題が多すぎるものの、社会保障カードは「いつでも、どこでも、誰でも」最善の医療を受けることが出来る社会を実現するためまさに第一歩とも言える仕組みではないだろうか。

(名古屋大学名誉教授)